

八幡台集会所管理規程

平成 29 年 5 月 1 日作成

(使用目的)

第 1 条 八幡台集会所（以下「集会所」という）は、八幡台に居住する自治会員が自治会の各種行事、会合、冠婚葬祭および親睦や趣味の活動の場として使用することを目的とする。

(維持管理者)

第 2 条 集会所の維持管理は、八幡台自治会が行い運営は集会所管理部長（以下管理部長という）がこれにあたる。

(開館)

第 3 条 施設の開館時間午前 8 時から午後 9 時までとする。
(2) 開館時間の変更は自治会長の許可を得なければならない。
(3) 年末および年始（12 月 31 日～1 月 2 日）は開館しない。

(使用許可)

第 4 条 集会所を使用する者は、使用しようとする 2 週間前までに「八幡台集会所使用願い」に必要事項を明記のうえ管理部長に提出し、許可を得なければならない。
緊急やむを得ない時は口頭で連絡し、管理部長の許可を得たうえで使用し、後日「八幡台集会所使用願い」を提出する。
(2) 使用しない場合の取り消しは 3 日前までに管理部長に申し出なければならない。申し出がない場合は規程の使用料金を支払わなければならない。

(定例使用)

第 5 条 自治会および長寿会など自治会が認めた団体は定例使用することができる
(2) 定例使用者は翌年の「集会所年間利用願い」を毎年 3 月末までに管理部長に提出しなければならない。
管理部長は毎月末までに翌月の予定を集会所に掲示する。

(使用料金)

第 6 条 使用料金は以下のとおりとする。

	午前 8 時～12 時	午後 12 時 30 分～17 時	午後 17 時 30 分～21 時
集会室 1F	1,000 円	1,000 円	1,000 円
和室 (室)	400 円	400 円	400 円
和室 (全室)	1,000 円	1,000 円	1,000 円

全館使用の場合	1日	5,000円
集会室使用の場合	1日	2,000円
和室使用の場合	1日	2,000円
営利目的で使用する場合	全館使用 1日	30,000円 部分使用 使用料金の5倍

(使用料の支払い)

第7条 使用料の免除を受けない者は集会所の使用料を3か月ごとにまとめて「利用料清算書」に明記したうえ財務部長に支払う。

(使用料の免除)

第8条 次の各号に該当するときは使用料を免除する。

1. 自治会および自治会員が利用するとき。
2. 定例使用団体が利用するとき。
3. 公共団体等が当該団体の係る事業で自治会長が公益上必要と認めたとき

(使用の不許可)

第9条 集会所申込者または使用者が次の一つに該当する場合は使用を許可しない。

1. 申込みに虚偽があったとき。
2. 故意に管理部長の指示に従わないとき。
3. 許可を受けないで広告物の掲示もしくは配布、物品の展示や販売、またはこれに類する行為が認められたとき。
4. 他人に危害を加えたり、迷惑になる物品や動物を携帯したとき。
5. その他、運営に支障があると認められたとき。

(使用上の遵守事項)

第10条 集会所を使用する者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 風紀を乱さないこと。
2. 騒音など、周辺の住民の迷惑になる行為をしないこと
3. 器物を大切に扱うこと。
集会所の設備や備品等を破損または紛失したときは、速やかに管理部長に報告し管理部長の指示に従うこと。
4. 火気（厨房を含む）を使用するときは管理部長の許可を得ること。
5. 喫煙は指定場所で行うこと。
6. 飲酒をしないこと。あらかじめ管理部長の許可を受けた場合はこの限りではない。
7. 使用後は「退出時点検記録票」に基づき各部を点検し、点検票を管理部

長に提出すること。

(鍵の貸与)

第 11 条 玄関鍵の貸与は自治会役員、長寿会グループおよび定例使用代表者に次に掲げる事項を遵守する条件で貸与する。

1. 鍵の貸与を受ける者は毎年 4 月に管理部長に「預り証」を提出し、翌年 3 月に返却しなければならない。
2. 鍵の保管管理および施錠の確認は鍵の借用者の責任において行う。鍵の紛失破損は借用者が弁償する。
3. 管理部長は別途鍵の貸出し台帳を作成して貸与先を管理する。

(複写機の管理)

第 12 条 複写機は自治会が管理会社と賃貸契約（リース契約）し、集会所管理部長が管理する。

- (2) 複写機の使用は自治会長が指定した者に限る。使用者は使用の都度使用記録票に使用状況を記録する。
- (3) 管理部長はコピー用紙やトナーなど複写機使用に必要な備品の在庫を準備する。
- (4) その他は別に定める「複写機使用上の遵守事項」に従う。

(集会所の清掃)

第 13 条 毎月一回使用者が持ち回りで屋内および周辺の清掃を行う。

- (1) 担当は管理部長が 4 月に書面で指示する。

(本規程の改廃)

第 14 条 本規程の改廃は班長会に付議し決定する。

(別途協議)

第 15 条 本規程に疑義が生じた場合は、自治会長、副会長、総務部長、および集会所管理部長が協議の上その措置を決定する。

本規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。